

議案審議 すべて全員賛成で可決

老人福祉センター 4月から日曜日・祝日も開館



老人福祉センター

- Q 老人福祉センターを使いやすくするため、他の公共施設と同じく日曜・祝日を開館して、月曜を休みにするが管理料に変化はあるか。
- A 施設利用の拡大と活動団体の要望で開館日数を増やした。管理料は前年と比較して事業者の協力により安くなる。
- Q 年間の稼働日数が増加するのでバスの送迎費用や光熱費、冷暖房費も増える。しわ寄せはないか。メリットはどうか。
- A 開館日は50日増だが、バスは減価償却期間を過ぎていたため、全体への影響はない。土日開館により農村トレーニングセンターの鍵の管理をセンターで、受け付けは事前に環境経済課でできるのがメリットとなる。
- Q 松伏町老人福祉センターの指定管理を3年間、松伏町社会福祉協議会にゆだねることになるが、その間に人の配置、増員、人件費は変わらないのか。
- A 現在の指定管理者と協議したうえで今の体制で行なう。

専決処分

- Q 国政選挙の専決処分予算は開票業務が長時間になる。改善策はあるか。また投票率向上策はあるか。
- A 157万5千円で自書式投票用紙読み取り分類機を導入した。両面読み取り可能で作業の迅速化を図る。投票率は広報車の呼びかけ回数を増やした。

低炭素建築物新築等計画・認定審査

- Q 都市の低炭素促進に関する法律により町の手数料を改正するが、公布日前に申請された手数料は無料か。
- A 国は12月4日公布で町の条例改正は遅いのでその間は無料となる。

学童クラブ指定管理

- Q 学童クラブの指定管理者は3年間松伏町社会福祉協議会にゆだねるが、3年間債務負担行為が発生する。見積り額は年度ごとにどうなっているのか。
- A 平成24年度から27年度まで、1年間の指定管理料は6059万3千円で合計1億8177万9千円になる。
- Q 松伏町では合計特殊出生率の低さから、少子化が加速している。今後3年間で学童クラブが定員に満たない場合や、指定管理料の変更を年度当初に行うようなことは考えていないか。
- A 現在、学童クラブに指定管理をして、既に3年間が終わるところだ。今後、3年間の見積りについて、社会福祉協議会から提示されているので、少なくとも3年間については、この額に変更はないと考えている。

【*注釈】 債務負担行為：会計年度独立の原則の例外の一つであり、町が数年度にわたる経費を負担する契約を結ぶ等の将来の財政支出を約束する行為のことをいう。



学童の子どもたち

電気料金の値上げによる影響

- Q 東京電力の電気料金値上げによる補正予算はどうなっているか。
- A 一般会計全体の光熱水費が約1億67万円。このうち電気料は、全体で約6830万円である。今回の補正予算で805万円のうち純粋に電気料金の値上げ分は、700万円である。電気料金の値上げに伴い、各施設の電気使用状況から不足分を勘案して計上した。

カヌー備品整備

- Q 障がい者カヌー教室の備品整備の内容はどのようなものか。
- A 栗橋B&G海洋センターからカヌーを借用し、障がい者カヌー教室を計画していたが、補助事業として合致したので、松伏町B&G海洋センターにカヌー、ラック、救命胴衣などの備品を整備する。



旧町営プール解体工事

- Q 旧町営プールの解体工事はどのようにするのか。
- A 昨年、解体する予定だった。全部、撤去して埋め戻しをしたい。



老人福祉センター前の旧町営プール